

九州大学における個別研究プロジェクトに係る出資に関する規程

令和6年度九大規程第15号

制定：令和6年7月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第22条に基づき、九州大学(以下「本学」という。)における個別研究プロジェクトに係る出資を行う場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 出資は原則として、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第12条に定める情報基盤研究開発センター並びに九州大学特定大型教育研究プロジェクトの拠点に関する規程（平成19年度九大規程第11号）別表第1及び別表第2に定める拠点に関するもので、次の各号に掲げる事業者（以下「事業者」という。）を対象とする。

- (1) 教育研究施設管理等事業者(本学から委託を受けて、本学が保有する教育研究に係る施設、設備又は知的基盤（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二十四条の四に規定する知的基盤をいう。以下この号において同じ。）の管理及び当該施設、設備又は知的基盤の他の大学、研究機関その他の者による利用の促進に係る事業を実施する者をいう。)
- (2) 成果活用促進事業者（本学における技術に関する研究の成果の提供を受けて当該成果を実用化するために必要な研究を行う事業であって、当該成果を実用化しようとする民間事業者その他の者と共同して又は当該者から委託を受けて実施する者をいう。)
- (3) 指定国立大学研究成果活用事業者（本学における技術に関する研究の成果の提供を受けて商品を開発し、若しくは生産し、又は役務を開発し、若しくは提供する事業を実施する者をいう。)

(方法)

第3条 出資は原則として、事業者に対する次の各号に掲げる現物出資とする。

- (1) 知的財産の対価
- (2) 教育研究施設及び設備の使用料
- (3) 受託研究費、共同研究費等（民間機関等との契約に基づくものに限る。)

(審査手続)

第4条 出資の認可を得ようとする事業者は、次の各号に掲げる事項を書面等により学術研究・産学官連携本部長あてに提出するものとする。

- (1) 事業者の住所及び代表者名
- (2) 事業化しようとする研究開発成果の概要
- (3) 出資対象及び出資を申し出る理由
- (4) 出資の対価とする株式及び新株予約権（以下「株式等」という。）の内容
- (5) その他必要な事項

2 学術研究・産学官連携本部長は、前項の申出について、審査するため、九州大学産学官連携戦略会議規程（令和3年度九大規程第157号）第8条に基づき、産学官連携戦略会議のもとに、専門家会議を置く。

3 専門家会議の構成その他必要な事項は、別に定める。

4 専門家会議は、出資候補事項を選考し、産学官連携戦略会議に選考経過を付して報告する。

5 産学官連携戦略会議は、専門家会議の議に基づき、前項により報告のあった事項について審

議する。

6 総長は、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の出資に関する認可基準（平成16年3月31日文科科学大臣決定）に定める手続及び産学官連携戦略会議の議を経て、出資事項を決定し、文科科学大臣へ申請を行う。

（議決権の行使）

第5条 出資により取得した株式の発行会社の株主総会においては原則として議決権を行使しない。ただし、議決権を行使しないことにより当該発行会社の経営に著しい影響を与える可能性があると考えられる場合においては、総長が議決権を行使するものとする。

（実施補償金の配分）

第6条 出資により株式等を取得した場合における当該発明者等への実施補償金については、九州大学知的財産取扱規則実施細則（平成27年度九大細則第1号）の定めるところによる。

（株式に係る管理及び売却）

第7条 出資により取得した株式等の管理、売却及びこれに係る事項は、別に定める。

（雑則）

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。